

津島商工会議所会費預金口座振替利用届

令和 年 月 日

津島商工会議所 御中

(依頼人)

所在地 _____

事業所名 _____

氏 名 _____ お届出印



津島商工会議所会費・特定商工業者負担金を下記のとおり預金口座振替により納付することにいたしますので、私あての会費・負担金納付書は、金融機関に送付してください。

記

金融機関名		銀行 信用金庫			店
払出預金口座	預金の種類	当座 普通預金	口座番号		
	フリガナ				
	預金者氏名				
振替の開始	令和 年度分から				
振替日	毎年	前期会費	4月20日		
		後期会費・負担金	10月20日		

口座振替金融機関は

三菱UFJ銀行、いちい信用金庫、名古屋銀行、中京銀行、愛知銀行の各支店でお願いします。

(会議所加入者 → 会議所)

津島商工会議所会費預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

金融機関

殿

届出所在地 _____

依頼人 事業所名 _____

氏 名 _____ お届出印



私は、津島商工会議所へ納付する会費・負担金を預金口座振替することにしたいので、下記事項確約のうえ依頼します。

記

1. 払出預金口座

金融機関名	銀行 信用金庫			店
預金の種類	口座番号	預金者氏名	お届出印	
当座 普通預金		フリガナ		

2. 振替日 毎年 [前期分会費 4月20日] 休日の場合は、翌営業日
[後期分会費・負担金 10月20日]

3. 振替の開始 令和 年度分から

4. 毎年の振替額 商工会議所が別途提出の請求書に基づく金額

- 上記の振出しについては、私に通知することなく当座勘定または普通預金の約定にかかわらず、貴店から特に請求のないかぎり小切手の振出または、普通預金通帳、会費・負担金納付書の提出を省略いたします。
- 上記の払出預金口座の残高が会費納付書の金額に満たないときは、本取扱をされなくても異議ありません。また、指定の振替日に支払賃金がこの契約によって支払うべきものと、この契約によって支払うべきものと総額に満たないときは、そのうちどれを支払うかは貴店の任意とします。
- 上記(1)によって払出しをされましたうえは、これに対し、何ら異議を申しません。また、本取扱に関し紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。
- この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合は、解除されても異議ありません。

以上

※ 金融機関処理欄

検印	係印	照合

(会議所加入者 → 金融機関)